

大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助金交付要綱

(目 的)

第1条 大分県内で雇用される外国人技能実習生及び特定技能外国人（以下「外国人技能実習生等」という。）が入国する際に水際対策として国から要請されている入国後の待機に必要な宿泊費及び交通費の一部を補助することにより、新型コロナウイルスの影響による県内企業等の費用負担を軽減し、事業継続を支援することを目的とする。

(定 義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「水際対策」とは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、海外から入国した者が公共交通機関の利用制限や宿泊施設における待機等を求められる国の措置をいう。
- (2) 「外国人技能実習生」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を有する者をいう。
- (3) 「特定技能外国人」とは、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の在留資格を有する者をいう。
- (4) 「県内企業等」とは、大分県内に所在する事業所において外国人技能実習生等を雇用した法人又は個人をいう

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、県内企業等であつて、補助金の対象となる経費を現に負担した者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、水際対策により国から待機を要請されている期間中に外国人技能実習生等が宿泊施設等に宿泊した際の経費（宿泊費）及び外国人技能実習生等を入国した空港から移送するために要した経費（交通費）とする。

2 宿泊については、室料（部屋代）のみを対象とし、交通費については、外国人技能実習生等を移送するために必要な技能実習生等の公共交通機関利用料、車両借上費（レンタカー等）、燃料費、有料道路通行料金を対象とする。なお、経費については、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に支払いが完了しているものに限る。

3 補助金の対象となる経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、前条に規定する補助対象経費の実支出額に補助率4分の3を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）を合計とし、次の各号に定める金額を上限とする。

(1) 宿泊費

外国人技能実習生等一人当たり42,000円（一泊3,000円）、一事業者当たり420,000円。

(2) 交通費

外国人技能実習生等一人当たり下表に定めた金額、一事業者当たり140,000円。

入国した空港	1人あたりの補助上限額
成田国際空港	14,000円
東京国際空港（羽田空港）	13,000円
中部国際空港	8,000円
関西国際空港	7,000円
福岡空港	0円

(補助金の交付申請及び交付請求)

第6条 補助金の交付を申請及び請求しようとする者は、大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助金交付申請書及び交付請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、大分県中小企業団体中央会会長（以下「県中央会会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第1号の1）
- (2) 補助金対象者名簿（様式第1号の2）
- (3) 誓約書（様式第1号の3）
- (4) 在留資格及び入国日を証する書類
- (5) 外国人技能実習生等を大分県内の事業所で雇用したことを証する書類
- (6) 補助対象経費の支払証拠書類
- (7) 振込先口座が確認できる書類

- 2 補助金の交付申請及び交付請求の時期は、令和4年5月2日から令和5年1月31日までとする。
- 3 補助事業の実績報告は、第1項による交付申請書及び交付請求書の提出をもってなされたものとみなす。

(補助金の交付決定等)

第7条 県中央会会長は、大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助金交付申請書及び交付請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助金交付決定及び交付確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに速やかに補助金を交付するものとする。

- 2 県中央会会長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めなかったときは、大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の交付取消等)

第8条 県中央会会長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに既に補助金が交付されている場合は補助金の返還を命ずることができる。この場合において、取消しにより申請者に損害があっても県中央会会長はその損害の責めを負わないものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定後、この要綱に定める要件を満たさないことが判明したとき。

2 県中央会会長は、前項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等交付決定取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 県中央会会長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助金返還命令書（様式第5号）により通知し、補助金の交付を受けた者に対して補助金の返還を命じるものとする。

(帳簿の備付)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付対象となる経費に係る証拠書類その他関係書類を整備し、当該事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

大分県中小企業団体中央会会長 殿

申請者 郵便番号
住 所
名 称
代表者名 印

大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助金交付申請書及び交付請求書

大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助金の交付を受けたく、大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、補助金の額が決定した場合は、本申請をもって確定した額を交付されたく請求します。

1. 本補助金の申請回数 回目

2. 補助金交付申請額 円

3. 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

4. 申請者情報

申請者	担当者氏名		担当部署	
	電話番号		FAX番号	
	E-mail			
所属	監理団体名			
	所在地			
	担当者氏名		電話番号	
	E-mail			

様式第2号（第7条関係）

4分中発第 号
令和 年 月 日

殿

大分県中小企業団体中央会
会長 戸 高 有 基

大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助金交付決定及び交付確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1. 交付決定額 金 円
2. 交付確定額 金 円
(内、宿泊費補助 円、交通費補助 円)
3. 交付の条件
 - (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿、契約書及び領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (2) その他大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助金交付要綱の定めに従うこと。

様式第3号（第7条関係）

4分中発第 号
令和 年 月 日

殿

大分県中小企業団体中央会
会長 戸高有基

大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、審査の結果、交付要件を満たさなかったため、不交付となりましたので、大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

様式第4号（第8条関係）

4分中発第 号
令和 年 月 日

殿

大分県中小企業団体中央会
会長 戸高有基

大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け4分中発第 号で交付決定及び確定した標記補助金について、下記のとおり交付決定及び確定を取り消したので、大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1. 取り消した補助金交付決定及び確定額 金 円
2. 取り消した理由

様式第5号（第8条関係）

4分中発第 号
令和 年 月 日

殿

大分県中小企業団体中央会
会長 戸高 有基

大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助金返還命令書

令和 年 月 日付け4分中発第 号で取消通知した標記補助金について、
下記のとおり補助金の返還を命じるので、大分県外国人技能実習生等入国時滞在費等補助
金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

1. 取り消した補助金交付決定及び確定額 金 円

2. 既に交付した補助金の金額 金 円

3. 返還すべき補助金の金額 金 円

4. 返還の期限 令和 年 月 日まで

5. 返還の方法 期限までに次の指定口座に振り込むものとする。

金融機関 大分県信用組合

支店名 金池支店

預金種目 普通

口座番号 4034263

口座名義 大分県中小企業団体中央会 会長 戸高 有基